

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、情報サービス・ソフトウェア産業における取引に関わるステークホルダ（大元の発注者、元請事業者、下請事業者等）が、価値を共有し、連携することで、各自が自律・成長するための新たなパートナーシップ構築を目指し、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

直接の重層的な多重構造から自らの強みが発揮できるような取引上のプラットフォームの構築・利活用を推進し、企業間連携（オープンイノベーション）により、社会課題解決のために価値を提供していきます。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お互いのテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定のポリシーを尊重し、助言・支援を進めます。

また当社では、世の中のデジタルトランスフォーメーション（DX）や IT システムに対する要求の変化に対応し、お客様のビジネス価値向上に貢献する DX 推進を実現する共創パートナーとなるためにもものづくり（ソフトウェアサービス）の革新を推進しています。このプラットフォームを取引先とも共有することで、より高い品質でのサービス提供を目指しています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社の基本対応方針として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策だけでなく、リモートワークなどの柔軟な勤務を常態としながら、高い生産性と働きがいを実現する「新しい働き方」を推進します。

2021年11月2日

palplat 株式会社

企業名

代表取締役 松田 拓也

役職・氏名（代表権を有する者）